平成２６年（フ）第２８４号
宮崎市船塚３丁目68番地　エトワール船塚301号
債務者　渡邉　末雄
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３７８号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町24番12号　南ビル401号
債務者　中村　雅男
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５９３号
兵庫県西宮市山口町下山口４丁目22番21―302号
債務者　南　由紀子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６０１号
兵庫県尼崎市塚口町１丁目13番地の４ハッピーコート塚口駅前501号、前住所兵庫県尼崎市東塚口町１丁目８番10号キューブ東塚口308号
債務者　公門　健一
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１２号
兵庫県西宮市浜甲子園１丁目１番２号　三幸荘
債務者　朝町　　健
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９３号
宮崎県延岡市緑ケ丘５丁目14番30号　医療法人隆誠会延岡保養園、住民票上の住所宮崎県延岡市塩浜町２丁目1933番地17　朝陽住宅12
債務者　上水流ひろみ
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第５０８号
千葉県鎌ケ谷市粟野562番地３　１棟402号
債務者　小川　　透
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５１０号
千葉県流山市宮園３丁目17番地の９
債務者　野見山正広
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５１１号
千葉県流山市大字東深井88番地の53
債務者　吉田ももこ
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３４号
石川県七尾市昭和町13番地　昭和アパート７号、従前の住所石川県七尾市下町戊部５番地10
債務者　川部　　勝
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで　金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第３５号
石川県羽咋郡志賀町高浜町ノの36番地113、従前の住所石川県河北郡津幡町字太田ほ33番地１
債務者　泉　比呂実（旧姓宮西比呂実）
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで　金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第５１４号
兵庫県西宮市青木町14番27―303号
債務者　岡崎　　創
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５１５号
兵庫県西宮市青木町14番27―303号
債務者　岡崎加代子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５６６号
北九州市八幡西区茶屋の原３丁目７番12号
債務者　平島　　隆
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５９５号
北九州市小倉南区若園４丁目９番１―301号
債務者　山下美代子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６０２号
北九州市八幡東区中畑１丁目４番25号
債務者　梶原　友則
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５８６号
熊本市中央区国府２丁目２番７―105号　堀の内団地
債務者　坂梨　里美
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係